

9 骨子案(山梨県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(仮称))

関係省令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)
------	---

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【総則】 従=従うべき基準、標=標準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	最低基準の目的 (第2条)	(非常災害対策) ・本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。 ① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にするとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備、職員への定期的な周知についても追加して規定する。 ② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。 ③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の運配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。 ・その他については、本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	最低基準の向上 (第3条)	
参	最低基準と児童福祉施設 (第4条)	
参	児童福祉施設の一般原則 (第5条)	
参	児童福祉施設と非常災害 (第6条)	
参	児童福祉施設における職員の一般的要件 (第7条)	
参	児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等 (第7条の2)	
従・参	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 (第8条)	
従	入所した者を平等に取り扱う原則 (第9条)	
従	虐待等の禁止 (第9条の2)	
従	懲戒に係る権限の濫用禁止 (第9条の3)	
参	衛生管理等 (第10条)	
従	食事 (第11条)	
参	入所した者及び職員の健康診断 (第12条)	
参	給付金として支払を受けた金銭の管理 (第12条の2)	
参	児童福祉施設内部の規程 (第13条)	
参	児童福祉施設に備える帳簿 (第14条)	
従	秘密保持等 (第14条の2)	
参	苦情への対応 (第14条の3)	
参	大都市等の特例 (第14条の4)	

【助産施設】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従	種類 (第15条) ・第一種助産施設 (病院又は診療所) ・第二種助産施設 (助産所)	・本県には第二種助産施設はなく、また本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	入所させる妊産婦 (第16条)	
従	第二種助産施設の職員 (第17条) ・医療法に規定する職員 ・専任又は嘱託の助産師：1人以上	
参	第二種助産施設と異常分べん (第18条)	

【乳児院】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準（第19条） ○乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く乳児院 ・寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所 ・寝室の面積：2.47㎡以上/人 ・観察室の面積：1.65㎡以上/人	・本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従・参	設備の基準（第20条） ○乳幼児10人未満を入所させる乳児院 ・養育のための専用の室、相談室 ・養育のための専用の室の面積： 9.91㎡以上/室、2.47㎡以上/人	
従	職員（第21条） ○乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く乳児院 ・小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員（ただし、調理業務の全部を委託する施設は調理員を置かないことができる）、心理療法担当職員（乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合） ・看護師（保育士又は児童指導員に代えることができる）の数 ・2歳未満児 1人以上/1.6人 ・2歳児 1人以上/2人 ・3歳以上児 1人以上/4人 ・合計 7人以上 ○保育士の数 1人以上（乳幼児20人以下を入所させる施設）	
従	職員（第22条） ○乳幼児10人未満を入所させる乳児院 ・嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員、調理員等 ○看護師（保育士または児童指導員に代えることができる）の数：7人以上	
従・参	乳児院の長の資格等（第22条の2）	
参	養育（第23条）	
参	乳児の観察（第24条）	
参	自立支援計画の策定（第24条の2）	
参	業務の質の評価等（第24条の3）	
参	関係機関との連携（第25条）	

【母子生活支援施設】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準（第26条） ・母子室（調理設備、浴室、便所を含む）、集会・学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児を入所させる施設）、医務室（乳幼児を30人以上入所させる施設） ・母子室：1室以上/世帯、30㎡以上/室	・本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従	職員(第27条) <ul style="list-style-type: none"> 母子支援員、嘱託医、少年指導員、調理員等、心理療法担当職員(母子10人以上に心理療法を行う場合)、個別対応職員(配偶者からの暴力を受けた母子等に個別に特別な支援を行う場合) 母子支援員: <ul style="list-style-type: none"> 1人以上(10世帯未満を入所させる施設) 2人以上(10世帯以上を入所させる施設) 3人以上(20世帯以上を入所させる施設) 少年指導員: <ul style="list-style-type: none"> 1人以上(20世帯未満を入所させる施設) 2人以上(20世帯以上を入所させる施設) 	・前ページに同じ
従・参	母子生活支援施設の長の資格等(第27条の2)	
従	母子支援員の資格(第28条)	
参	生活支援(第29条)	
参	自立支援計画の策定(第29条の2)	
参	業務の質の評価等(第29条の3)	
従	保育所に準ずる設備(第30条) ○保育所に準ずる設備を設ける場合 ・保育所に関する規定を準用 ○保育士の数:乳幼児30人につき1人以上 (最低1人)	
参	関係機関との連携(第31条)	

【保育所】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準 (第32条第1号、2号、3号、5号、6号) ○乳児または2歳に満たない幼児を入所させる保育所 ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所 ・乳児室の面積:1.65㎡以上/人 ・ほふく室の面積:3.3㎡以上/人 ○2歳以上児を入所させる保育所 ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所 ・保育室及び遊戯室の面積:1.98㎡以上/人 ・屋外遊戯場の面積:3.3㎡以上/人	<ul style="list-style-type: none"> 保育の充実と質を高めるため、医務室の設置、給食を外部搬入する保育所における食育計画の策定と公表、地産地消への取組みについて規定する。 その他については、本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	設備の基準(第32条第4号、7号、8号)	
従	保育所の設備の基準の特例(第32条の2)	
従	職員(第33条) <ul style="list-style-type: none"> 保育士の数(最低2人) 乳児:1人/3人 満一歳以上満三歳に満たない幼児:1人以上/6人 三歳以上満四歳に満たない幼児:1人以上/20人 満四歳以上の幼児:1人以上/30人 (認定保育所にあつて、短時間利用児1人/35人 長時間利用児1人/30人) 認定こども園の場合 1日に4時間程度利用する幼児:1人/35人 1日に8時間程度利用する幼児:1人/20人 	
参	保育時間(第34条) ・8時間/日	

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従	保育の内容(第35条)	前ページに同じ。
参	保護者との連絡(第36条)	
参	公正な選考(第36条の2)	
参	利用料(第36条の3)	

【児童厚生施設】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	設備の基準(第37条) <ul style="list-style-type: none"> 児童遊園等屋外の児童厚生施設 広場、遊具、便所 児童館等屋内の児童厚生施設 集会室、遊戯室、図書室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> 本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	職員(第38条) <ul style="list-style-type: none"> 児童の遊びを指導する者 	
参	遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項(第39条)	
参	保護者との連絡(第40条)	

【児童養護施設】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準(第41条) <ul style="list-style-type: none"> 児童の居室、相談室、調理室、浴室、便所 医務室及び静養室(児童30人以上を入所させる施設) 居室定員: 4人以下/室 居室面積: 4.95㎡以上/人 (ただし、乳幼児のみの居室: 6人以下/室、3.3㎡以上/人) 児童の年齢に応じて男女の居室を分けること 便所は男女別にすること(少数の児童を対象として設ける場合を除く) 入所児童の年齢、適性等に応じ、職業指導設備を設けること 	<ul style="list-style-type: none"> 本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	職員(第42条) <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、 栄養士(児童40人以下を入所させる施設は置かないことができる) 調理員(調理業務全部を委託する施設は置かないことができる) 看護師(乳児が入所している施設) 心理療法担当職員(心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合) 職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合) 	

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導員及び保育士の総数 <ul style="list-style-type: none"> 満二歳に満たない幼児：1人以上／1.6人 満二歳以上満三歳に満たない幼児：1人以上／2人 満三歳以上の幼児：1人以上／4人 少年：1人以上・5.5人 (児童45人以下を入所させる施設は、更に1人以上を加える) 看護師の数：1人以上／1.6人(最低1人) 	前ページに同じ。
従	児童養護施設の長の資格等(第42条の2)	
従	児童指導員の資格(第43条)	
参	養護(第44条)	
参	生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整(第45条)	
参	自立支援計画の策定(第45条の2)	
参	業務の質の評価等(第45条の3)	
参	児童と起居を共にする職員(第46条)	
参	関係機関との連携(第47条)	

【情緒障害児短期治療施設】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準(第72条) <ul style="list-style-type: none"> 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所 居室定員：4人以下／室 居室面積：4.95㎡以上／人 居室は男女別にすること 便所は男女別にすること(少数の児童を対象として設ける場合を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 県には当該施設がなく、本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	職員(第73条) <ul style="list-style-type: none"> 医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員(調理業務の全部を委託する施設は置かないことができる) 心理療法担当職員の数：1人以上／10人 児童指導員及び保育士の総数：1人以上／4.5人 	
従・参	情緒障害児短期治療施設の長の資格等(第74条)	
参	心理療法、生活指導及び家庭環境の調整(第75条)	
参	自立支援計画の策定(第76条)	
参	業務の質の評価等(第76条の2)	
参	児童と起居を共にする職員(第77条)	
参	関係機関との連携(第78条)	

【児童自立支援施設】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準（第79条） <ul style="list-style-type: none"> ・学科指導設備（小・中学校、特別支援学校の設備設置基準に関する学校教育法の規定を準用。学科指導を行わない場合を除く） ・それ以外の設備は第41条（第2号ただし書を除く）の規定を準用する ・居室は男女別にすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	職員（第80条） <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、精神科医（嘱託医）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士（児童40人以下を入所させる施設は置かないことができる）、調理員（調理業務の全部を委託する施設は置かないことができる）、心理療法担当職員（心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合）、職業指導員（実習施設を設けて職業指導を行う場合） ・児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数1人以上／4.5人 	
従・参	児童自立支援施設の長の資格等（第81条）	
従	児童自立支援専門員の資格（第82条）	
従	児童生活支援員の資格（第83条）	
参	生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整（第84条）	
参	自立支援計画の策定（第84条の2）	
参	業務の質の評価等（第84条の3）	
参	児童と起居を共にする職員（第85条）	
参	関係機関との連携（第87条）	
参	心理学的及び精神医学的診査等（第88条）	

【児童家庭支援センター】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	設備の基準（第88条の2） <ul style="list-style-type: none"> ・相談室 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	職員（第88条の3） <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第44条の2第1項に規定する業務を担当する職員 	
参	支援を行うに当たって遵守すべき事項（第88条の4）	

【福祉型障害児入所施設】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準（第48条）	（設備） プライバシー保持の観点から、相談室を設けるものとする。 その他本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	職員（第49条）	
参	生活指導及び学習指導（第50条）	
参	職業指導を行うに当たって遵守すべき事項（第51条）	
参	入所支援計画の作成（第52条）	
参	児童と起居を共にする職員（第53条）	
参	保護者等との連絡（第54条）	
参	心理学的及び精神医学的診査（第55条）	
参	入所した児童に対する健康診断（第56条）	

【医療型障害児入所施設】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準（第57条）	（設備） プライバシー保持の観点から、相談室を設けるものとする。 その他本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	職員（第58条）	
参	心理学的及び精神医学的診査（第59条）	
参	入所した児童に対する健康診断（第60条）	
参	児童と起居を共にする職員等（第61条）	

【福祉型児童発達支援センター】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準（第62条）	（設備） プライバシー保持の観点から、相談室を設けるものとする。（主に重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター） その他本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	職員（第63条）	
参	生活指導及び計画の作成（第64条）	
参	保護者等との連絡（第65条）	
参	入所した児童に対する健康診断（第66条）	
参	心理学的及び精神医学的診査（第67条）	

【医療型児童発達支援センター】

基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	設備の基準（第68条）	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	職員（第69条）	
参	入所した児童に対する健康診断（第70条）	
参	生活指導等（第71条）	